

過誤申立について

過誤申立を本市に依頼する場合は、次の点に留意してください。

- ① 各項目の記入にあたっては、誤りのないよう正しく記入願います
(特に「事業所番号」、「被保険者番号」、「サービス提供月」及び「申立事由コード」については、誤りがあると国保連において過誤申立が受理されない場合があります)
- ② 申立事由コード(4ケタ)については、次の表に照らし合わせ記入してください。
(申立事由コード)

様式番号		申立理由	

- ③ 事業所から本市への過誤申立書の提出は、毎月25日
(当該日が休日にあたるときは、その前日)までに提出してください。
- ④ 過誤申立書の提出は、郵送、窓口提出のどちらでも構いません。

様式番号(※1 ○)

様式番号	様式名称
10	様式第二 居宅サービス介護給付費明細書(訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・複合型サービス)
11	様式第二の二 介護予防サービス介護給付費明細書(介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所介護・介護予防通所リハ・介護予防福祉用具貸与・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護)
21	様式第三 居宅サービス介護給付費明細書(短期入所生活介護)
24	様式第三の二 介護予防サービス介護給付費明細書(介護予防短期入所生活介護)
22	様式第四 居宅サービス介護給付費明細書(介護老人保健施設における短期入所療養介護)
25	様式第四の二 介護予防サービス介護給付費明細書(介護老人保健施設における短期入所療養介護)
23	様式第五 居宅サービス介護給付費明細書(病院又は診療所における短期入所療養介護)
26	様式第五の二 介護予防サービス介護給付費明細書(病院又は診療所における短期入所療養介護)
30	様式第六 居宅サービス介護給付費明細書(認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護)
31	様式第六の二 介護予防サービス介護給付費明細書(介護予防認知症対応型共同生活介護)
32	様式第六の三 居宅サービス介護給付費明細書(特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者介護)
33	様式第六の四 介護予防サービス介護給付費明細書(介護予防特定施設入居者生活介護)
34	様式第六の五 居宅サービス介護給付費明細書(認知症対応型共同生活介護(短期利用型))
35	様式第六の六 介護予防サービス介護給付費明細書(介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型))
36	様式第六の七 居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書(特定施設入居者生活介護(短期利用型)・地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型))
40	様式第七 居宅介護支援介護給付費明細書
41	様式第七の二 介護予防支援介護給付費明細書(介護予防支援)

50	様式第八	施設サービス等介護給付費明細書(介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設)
60	様式第九	施設サービス等介護給付費明細書(介護老人保健施設)
70	様式第十	施設サービス等介護給付費明細書(介護療養型医療施設)

申立理由番号(※2△)

申立理由番号	申立理由
02	請求誤りによる実績取り下げ
12	請求誤りによる実績取り下げ(同月)
42	適正化(その他)による保険者申立の過誤取下げ
43	適正化(ケアプラン点検)による保険者申立の過誤取下げ
44	適正化(介護給付費通知)による保険者申立の過誤取下げ
45	適正化(医療突合)による保険者申立の過誤取下げ
46	適正化(縦覧点検)による保険者申立の過誤取下げ
47	適正化(給付実績を活用した情報提供)による保険者申立の過誤取下げ
49	適正化(その他)による保険者申立の過誤取下げ(同月)
4A	適正化(ケアプラン点検)による保険者申立の過誤取下げ(同月)
4B	適正化(介護給付費通知)による保険者申立の過誤取下げ(同月)
4C	適正化(医療突合)による保険者申立の過誤取下げ(同月)
4D	適正化(縦覧点検)による保険者申立の過誤取下げ(同月)
4E	適正化(給付実績を活用した情報提供)による保険者申立の過誤取下げ(同月)
62	不正請求による実績取り下げ
69	不正請求による実績取り下げ(同月)
99	その他の事由による実績の取り下げ

糸満市介護長寿課 認定給付係
〒901-0392
糸満市潮崎町1丁目1番地
TEL 098-840-8133
FAX 098-840-8152